



# 熊本県公報

第11885号  
平成22年2月26日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 漁船保険義務加入の同意の承認（登立加入区）……………（団体支援総室） 1
- 漁船保険義務加入の同意の承認（水保市加入区）……………（ 〃 ） 2
- 特定計量器定期検査の実施……………（産業支援課） 2
- 特定計量器定期検査の実施……………（ 〃 ） 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………（障害者支援総室） 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の廃止……………（ 〃 ） 3
- 定数漁業の許可申請期間の公示……………（水産振興課） 3
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………（交通・くらし安全課） 4
- 菊池広域連合の規約の一部変更……………（市町村総室） 4
- 道路の供用開始……………（道路保全課） 4
- 道路の供用開始……………（ 〃 ） 5
- 道路の区域変更……………（ 〃 ） 5

### 公 告

- 換地処分……………（農村整備課） 5
- 平成22年度経営事項審査の実施……………（監理課） 5
- 平成23・24年度熊本県工事入札参加者資格審査の経審時受付……………（ 〃 ） 9
- 玉名都市計画道路の変更（玉名市決定）……………（都市計画課） 10
- 八代都市計画臨港地区の決定（八代市決定）……………（ 〃 ） 10
- 公共測量の実施……………（監理課） 10
- 換地処分……………（農村整備課） 10
- 換地処分……………（ 〃 ） 10
- 換地処分……………（ 〃 ） 10
- 平成22年度電子計算機用データ入力業務（給与部門）委託に係る一般競争入札の実施……………（情報企画課） 10
- 平成22年度電子計算機用データ入力業務（総務・衛生・その他部門）委託に係る一般競争入札の実施……………（ 〃 ） 13
- 土地改良事業施行（共同施行）の適否決定……………（農村計画・技術管理課） 15

### 登 載 依 頼

- 平成21年度第3回くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協議会の開催……………（くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協議会） 15
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（人事委員会） 15
- 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則……………（ 〃 ） 16
- 熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則……………（ 〃 ） 17
- 文化財保護審議会の会議の開催……………（文化課） 20
- 熊本県公安委員会告示第12号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部改正……………（警察本部地域課） 20

## 告 示

### 熊本県告示第208号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。  
 なお、平成18年3月1日熊本県告示第197号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成22年2月28日限り消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年2月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登立加入区

**熊本県告示第209号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。  
 なお、平成18年3月1日熊本県告示第198号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成22年2月28日限り消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

水俣市加入区

**熊本県告示第210号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成22年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

検査区域	対象となる特定計量器	検査期間
上益城郡、宇土市、宇城市、下益城郡、水俣市、葦北郡、八代市、八代郡、人吉市及び球磨郡	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

**熊本県告示第211号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により上益城郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成22年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
山都町	平成22年4月12日	午前10時から正午まで	馬見原公民館	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
山都町	平成22年4月12日	午後1時半から午後3時まで	山都町役場 蘇陽総合支所	
山都町	平成22年4月13日	午前10時から午前11時半まで	J A上益城 清和支所朝日事業所	
山都町	平成22年4月13日	午後1時から午後3時まで	山都町清和体育館	
山都町	平成22年4月14日	午前10時から午前11時半まで	J A上益城 矢部支所御岳野菜集荷所	
山都町	平成22年4月14日	午後1時半から午後3時まで	J A上益城 矢部支所中島茶工場	
山都町	平成22年4月15日	午前10時から午後3時まで	山都町中央公民館	
甲佐町	平成22年4月16日	午前10時から午後3時まで	甲佐町農業研修センター ろくじ館	
御船町	平成22年4月19日	午前10時から正午まで	J A上益城（旧）上野事業所	
御船町	平成22年4月19日	午後1時半から午後3時まで	（旧）水越小学校	
御船町	平成22年	午前9時半から	御船町保健センタ	

	4 月 2 0 日	午後 3 時まで	—
益城町	平成 2 2 年 4 月 2 1 日	午前 9 時半から 午後 4 時まで	益城町公民館
嘉島町	平成 2 2 年 4 月 2 2 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	嘉島町公民館

2 所在場所検査

実 施 期 日	実 施 場 所
平成 2 2 年 6 月 1 日から 平成 2 2 年 6 月 1 日まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号） 第 3 9 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定めるものにおいて、 その計量器の所在場所

3 実施機関

社団法人 熊本県計量協会

熊本県告示第 2 1 2 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。  
平成 2 2 年 2 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
済生会ウイズ 熊本市内田町 3 5 6 1 - 1	社会福祉法人恩賜財団済生会支部熊本県済生会 熊本市近見五丁目 3 番 1 号 須古 博信	平成 2 2 年 3 月 1 日	4310100872	就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型

熊本県告示第 2 1 3 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。  
平成 2 2 年 2 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
ホームヘルパーステーションでんでんむし 合志市御代志 1 6 6 1 番地 1 2 4	有限会社 でんでんむし 合志市御代志 1 6 6 1 番地 1 2 4 田中 雅浩	平成 2 2 年 2 月 1 5 日	4312900105	居宅介護、 重度訪問介護

熊本県告示第 2 1 4 号

熊本県漁業調整規則（昭和 4 0 年熊本県規則第 1 8 号の 2）第 8 条第 2 項及び同規則第 2 1 条第 3 項において準用する同規則第 8 条第 2 項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第 8 条第 3 項及び同規則第 2 1 条第 3 項において準用する同規則第 8 条第 3 項の規定により公示する。  
平成 2 2 年 2 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁 業 名 称	漁 業 種 類	操 業 区 域
流し網漁業	大目流し網漁業	熊本有明海
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	小目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	天草海

2 申請期間  
平成 22 年 2 月 26 日から平成 22 年 3 月 4 日まで

**熊本県告示第 2 1 5 号**

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 22 年 2 月 18 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 22 年 2 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	奴隷船（新東宝） 後妻と息子 淫ら尻なぐさめて（オーピー） 痴漢蚊帳の内 茄子と四十路後家（オーピー） 美人女将 ぬるぬる接待（新東宝） よがり妻（新東宝） 夫婦夜話 さわり妻たちの欲求（オーピー） 熟女 濃密な不倫（新東宝） エッチな襦袢 濡れ狂う太もも（オーピー） わいせつ性楽園 ～おじさまと私～（オーピー） 縄女（新東宝） 若妻覗き バイブで快楽中（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

**熊本県告示第 2 1 6 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、平成 22 年 1 月 22 日付けで菊池広域連合長から届出のあった菊池広域連合規約の一部変更を平成 22 年 2 月 15 日付けで受理した。

平成 22 年 2 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第 2 1 7 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 22 年 2 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 22 年 2 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	柿原入佐線	上益城郡山都町下名連石字所野尾 8 5 1 番地先から 同所 9 0 4 番 2 地先まで	185.0	地基創 改（改 築によ る拡幅）

2 供用を開始する期日 平成 22 年 2 月 26 日

**熊本県告示第218号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年2月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	八代市坂本町田上字上良石 2002番1地先から 同市坂本町田上字小鶴 2108番2地先まで	140.0	地基創 改(新 設)

2 供用を開始する期日 平成22年3月1日

**熊本県告示第219号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年2月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	324号	天草市有明町楠甫字米ノ山 6200番1地先から 上天草市松島町今泉字米ノ山 新田 6438番373地先まで	前	7.3 ～ 32.0	210.9  204.0	地域連 携国道 (改築 による 拡幅)
			後	11.6 ～ 39.6		

2 区域を変更する期日 平成22年2月26日

**公 告**

**熊本県公告第79号**

県営羊角湾周辺二期地区（大ノ浦本郷工区）地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成22年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県公告第80号**

平成22年度に熊本県が実施する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請の時期及び方法等について、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、次のとおり公告する。

なお、経営状況分析の申請については、法第27条の24第1項に規定する登録経営状況分析機関が規則第19条の2第1項の規定により公示する申請の時期及び方法等に従い行わなければならない。

平成22年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 申請の対象者

熊本県内に主たる営業所を有する法第3条第1項の規定による建設業許可を受けた建設業者

2 申請の対象となる決算日等（以下「審査基準日」という。）

平成21年10月1日から平成22年9月30日まで

3 審査日及び審査場所等

「経営事項審査日程表」のとおり

- 4 審査日の予約
  - (1) 予約先  
主たる営業所がある地域を所管する地域振興局又は熊本土木事務所
  - (2) 予約の期限  
平成22年11月30日
  - (3) 予約の方法  
予約を行う審査日は経営事項審査日程表（以下「日程表」という。）のうちの決算月に対応する審査日とし、当該予約は法第11条第2項の規定による変更届出書（事業年度終了）を提出した後に行うものとする。  
ただし、審査基準日が平成22年8月1日から平成22年9月30日までの者にあつては、前年度に提出した変更届出書（事業年度終了）の副本（主たる営業所を所管する地域振興局又は熊本土木事務所の受付印があるものに限る。）を持参し、平成22年11月1日から平成22年11月30日までの間に予約することができる。  
日程表のうちの予備日の予約については、熊本県土木部監理課において平成23年1月13日から受け付けるが、予備日に予約できる者は次の条件のいずれかを満たす者とする。
    - ア 2の期間に審査基準日がある建設業者で平成23年1月12日までに経営事項審査を受審しなかった者
    - イ 2の期間に審査基準日がある建設業者で平成22年10月1日以降に新たに法第3条第1項の規定による許可（業種の追加を含む。）を受けた者
    - ウ 民事再生法等の手続中の者
- 5 申請の方法  
経営事項審査の申請は、4により予約した審査日に、3の日程表に指定している審査場所において、6の書類を持参して行うものとする。
- 6 審査日に持参する書類
  - (1) 経営事項審査申請書（規則別記様式第25号の11）
  - (2) 経営事項審査添付書類
  - (3) その他別に定める書類
- 7 経営事項審査の手数料及び納付方法
  - (1) 手数料  
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第114号に規定する額
  - (2) 納付方法  
経営事項審査添付書類の「審査手数料印紙（証紙）貼り付け書」に熊本県収入証紙を貼り付けて納付するものとする。
- 8 経営事項審査の結果通知  
経営事項審査の結果通知書は、申請者に対し郵送する。
- 9 問い合わせ先  
熊本県土木部監理課建設業係  
〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話096-333-2485（ダイヤルイン）

### 経営事項審査日程表

地区	対象決算月	審 査 日			審 査 場 所
		月	日（曜日）	開始時間	
熊 本	10月決算法人	4	20(火)	午前9時から	熊本県庁本館 802会議室
	11月決算法人	4	21(水)		
	個人、12月決算法人	5	19(水)、26(水)		
		6	1(火)、14(月)		
	1月決算法人	6	15(火)		
	2月決算法人	6	23(水)		
	3月決算法人	7	6(火)、13(火)、14(水)、21(水)		
	4月決算法人	8	24(火)、25(水)		
	5月決算法人	9	14(火)、27(月)、28(火)		
	6月決算法人	10	5(火)、12(火)、13(水)、25(月)		
7月決算法人	11	15(月)、16(火)			

	8月決算法人	11	22(月)、24(水)			
		12	1(水)、2(木)			
	9月決算法人	12	21(火)、22(水)、24(金)			
		1	11(火)、12(水)			
宇 城	10～11月決算法人	4	22(木)	午前9時から	宇城建設会館	
	個人、12月決算法人	5	11(火)			
		6	9(水) ※ 6月9日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月11日が全部予約されてから予約すること。			
	1月決算法人	6	9(水)			
	2～3月決算法人	7	15(木)			
	4月決算法人	8	17(火)			
	5月決算法人	9	15(水)			
	6月決算法人	10	26(火)			
	7月決算法人	11	9(火)			
	8月決算法人	11	18(木)			
9月決算法人	12	14(火)				
玉 名	10～11月決算法人	4	8(木)	午前9時から	玉名建設会館	
	個人、12月決算法人	5	12(水)			
		6	2(水) ※ 6月2日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月12日が全部予約されてから予約すること。			
	1月決算法人	6	2(水)			
	2～3月決算法人	7	7(水)			
	4月決算法人	8	18(水)			
	5月決算法人	9	7(火)			
	6月決算法人	10	14(木)			
	7月決算法人	11	2(火)			
8月決算法人	11	19(金)				
9月決算法人	12	20(月)				
鹿 本 ・ 菊 池	10～11月決算法人	4	15(木)	午前9時から	菊池建設会館	
	個人、12月決算法人	5	25(火)			
		6	3(木)、16(水) ※ 6月16日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月25日、6月3日が全部予約されてから予約すること。		鹿本建設会館	
	1月決算法人	6	16(水)			
	2～3月決算法人	7	1(木)			
	4月決算法人	8	19(木)			菊池建設会館
	5月決算法人	9	9(木)			
	6月決算法人	10	8(金)、19(火)			鹿本建設会館
	7月決算法人	11	11(木)			菊池建設会館
8月決算法人	12	7(火)		鹿本建設会館		
9月決算法人	12	10(金)、15(水)				
阿 蘇	10～11月決算法人	4	13(火)	午前9時から	阿蘇建設会館	
	個人、12月決算法人	5	20(木)			
		6	24(木) ※ 6月24日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月20日が全部予約されてから予約すること。			
	1月決算法人	6	24(木)			
2～3月決算法人	7	8(木)				

	4 月決算法人	8	27(金)		
	5 月決算法人	9	8(水)		
	6 月決算法人	10	20(水)		
	7 月決算法人	11	10(水)		
	8～9 月決算法人	12	16(木)		
上益城	10～11 月決算法人	4	14(水)	午前 9 時から	矢部建設会館
	個人、12 月決算法人	5	18(火)		
		6	8(火) ※ 6月8日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月18日が全部予約されてから予約すること。		
	1 月決算法人	6	8(火)		
	2～3 月決算法人	6	28(月)		
	4～5 月決算法人	9	1(水)		
	6 月決算法人	10	6(水)		
	7～8 月決算法人	11	17(水)		
9 月決算法人	12	8(水)			
八 代	10～11 月決算法人	4	23(金)	午前 9 時から	八代建設会館
	個人、12 月決算法人	5	21(金)		
		6	4(金)、25(金) ※ 6月25日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月21日、6月4日が全部予約されてから予約すること。		
	1 月決算法人	6	25(金)		
	2～3 月決算法人	7	16(金)		
	4 月決算法人	8	26(木)		
	5 月決算法人	9	10(金)		
	6 月決算法人	10	7(木)		
	7 月決算法人	11	4(木)		
8 月決算法人	11	25(木)			
9 月決算法人	12	9(木)			
芦 北 球 磨	10～11 月決算法人	4	16(金)	午前 9 時から	芦北建設会館
	個人、12～1 月決算法人	6	10(木)、11(金)		人吉建設会館
	2～3 月決算法人	7	2(金)		芦北建設会館
	4～5 月決算法人	9	2(木)、3(金) ※ 9月2日、3日の予約をする際は、原則として、4月決算法人が2日、5月決算法人が3日に予約すること。		人吉建設会館
	6 月決算法人	10	21(木)、22(金)		芦北建設会館
	7 月決算法人	11	5(金)		人吉建設会館
	8 月決算法人	11	26(金)		芦北建設会館
	9 月決算法人	12	17(金)		
天 草	10～11 月決算法人	4	9(金)	午前10時から (5/14、5/28 6/18、9/17 は午前 9 時 から)	天草建設会館
	個人、12 月決算法人	5	13(木)、14(金)、27(木)、28(金)		
		6	17(木)、18(金) ※ 6月18日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月13日、14日、27日、28日、6月17日が全部予約されてから予約すること。		
	1 月決算法人	6	18(金)		
	2～3 月決算法人	7	9(金)		
	4 月決算法人	8	20(金)		
	5 月決算法人	9	16(木)、17(金)		
6 月決算法人	10	15(金)			



	7 月決算法人	11	12(金)			
	8 月決算法人	12	3(金)			
	9 月決算法人	12	13(月)			
大臣	10～12 月決算法人	4	19(月)	午前10時から	熊本県庁本館 802会議室	
	1～2 月決算法人	6	22(火)			
	3 月決算法人	7	22(木)、23(金)			
	4 月決算法人	8	23(月)			
	5 月決算法人	9	29(水)			
	6～7 月決算法人	10	27(水)、28(木)			
	8 月決算法人	11	29(月)			
	9 月決算法人	12	6(月)			
予備日	受審要件を満たす者	平成 23 年	3	4(金)	午前10時から	熊本県庁本館 802会議室

**熊本県公告第 8 1 号**

平成 23 年度及び平成 24 年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の経営事項審査の申請時における審査申請の方法等について、次のとおり公告する。  
平成 22 年 2 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請の対象者  
平成 23 年度及び平成 24 年度において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有する者
- 2 申請の受付  
平成 22 年度に本県が実施する経営事項審査の申請を行うとき（予備日を除く。）に持参したものを受け付ける。
- 3 提出書類及び提出部数  
平成 23・24 年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事） 2 部
- 4 持参書類  
別途定める経営事項審査申請に必要な書類
- 5 資格審査及び結果通知
  - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成 15 年熊本県告示第 221 号）に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。
  - (2) 3 に掲げる提出書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び申請直前 2 か年又は 3 か年の営業年度における工事実績がない業種については、申請を受け付けない。
  - (3) 審査の結果は、平成 23 年 3 月末までに文書にて通知する予定である。
- 6 入札参加者資格の有効期間  
今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成 23 年 4 月 1 日から次期の資格認定日の前日までとする。
- 7 その他
  - (1) 2 に掲げる申請の受付方法を原則とするが、県庁への持参、郵送及び電子申請による申請も認めるものとし、その受付方法については、別に定める「平成 23・24 年度熊本県工事入札参加者資格審査申請要領（経審時受付を除く申請及び技術事項等評価項目申請について）」（以下「経審時外受付申請要領」という。）を参照すること。
  - (2) 入札参加者資格審査における格付に係る技術事項等評価項目の申請を行う者は、別に定める経審時外受付申請要領に基づき別途申請すること。
  - (3) 経審時外受付申請要領は、平成 22 年 11 月頃までに定め、熊本県公報及びホームページ等に受付方法、技術事項等評価項目等を公表する。
- 8 問い合わせ先  
熊本県土木部監理課建設業係  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2485（ダイヤルイン）

**熊本県公告第82号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
玉名都市計画道路 3・5・11号 立願寺横町線
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第83号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
八代都市計画臨港地区（八代市）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第84号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により益城町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（益城町1／2，500都市計画図作成）	平成21年8月4日から 平成22年3月31日まで	上益城郡益城町全域
公共測量（下水道平面図作成）	平成22年2月4日から 平成22年3月31日まで	上益城郡益城町津森地内

**熊本県公告第85号**

県営羊角湾周辺二期地区（桜迫工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成22年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県公告第86号**

県営鹿本北部二期地区（白坂工区）地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成22年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県公告第87号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、阿蘇市長佐藤義興から無田地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成22年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県公告第88号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
電子計算機用データ入力業務（給与部門）
- (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 入札方法
  - ア 入札金額は、データ1件当たりの単価とし、小数点第2位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
  - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
  - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定による審査のうち、入札参加資格者として要綱第6条に規定する入札参加資格者名簿の営業種目情報処理業務に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱第5条第1項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 6の(4)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
  - (5) 平成22年2月1日現在において、委託業務と同種の営業を2年以上営んでいること。
  - (6) 電子計算機用データ入力に必要な機械及び設備を備えていること。
  - (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
    - ア 熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）に規定する休日以外の日、1日2回（午前11時及び午後4時）5に記載の場所において、受注及び納品をすることができると。
    - イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に5に記載の場所において、受注及び納品をすることができると。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2の(1)に規定する入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成22年2月26日（金）から平成22年3月4日（木）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
  - (1) 提出期間  
平成22年2月26日（金）から平成22年3月10日（水）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
  - (2) 提出場所  
5に記載のとおり
  - (3) 提出方法  
5に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知  
競争入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県地域振興部情報企画課システム班（熊本県庁行政棟新館9階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2146

6 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成22年2月26日(金)から平成22年3月10日(水)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 交付場所

5に記載のとおり

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成22年3月5日(金) 午後2時から

イ 場所

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年3月12日(金) 午後2時から

イ 場所

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内

(5) 入札書の提出方法

6の(4)に記載の日時及び場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは5に記載の場所に平成22年3月11日(木)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

7 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

免除

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 2以上の意思表示をした入札

ケ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(5) 最低制限価格

無

(6) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

落札者決定の日から14日以内とする。

ウ 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から7日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する

事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県公告第89号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称  
電子計算機用データ入力業務（総務・衛生・その他部門）

(2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間  
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 入札方法  
ア 入札金額は、データ1件当たりの単価とし、小数点第2位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。  
イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。  
ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

#### 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定による審査情報、入札参加資格者として要綱第6条に規定する入札参加資格者名簿の営業種目情報、処理業務に登録された者であること。参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱第5条第1項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 6の(4)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

(5) 平成22年2月1日現在において、委託業務と同種の営業を2年以上営んでいること。

(6) 電子計算機用データ入力に必要な機械及び設備を備えていること。

(7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。  
ア 熊本県の休日を守る条例（平成元年熊本県条例第10号）に規定する休日以外の日に、1日2回（午前11時及び午後4時）、5に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。

イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に5に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。

#### 3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法  
2の(1)に規定する入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成22年2月26日（金）から平成22年3月4日（木）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

#### 4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間  
平成22年2月26日(金)から平成22年3月10日(水)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所  
5に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
競争入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県地域振興部情報企画課システム班(熊本県庁行政棟新館9階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2146
- 6 入札手続等
  - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成22年2月26日(金)から平成22年3月10日(水)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
5に記載のとおり
  - (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時  
平成22年3月5日(金) 午後2時から  
イ 場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内
  - (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成22年3月12日(金) 午後2時から  
イ 場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内
  - (5) 入札書の提出方法  
6の(4)に記載の日時及び場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは5に記載の場所に平成22年3月11日(木)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
  - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) 入札保証金  
免除
  - (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 記名押印を欠く入札  
エ 金額を訂正した入札  
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
カ 明らかに連合によると認められる入札  
キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
ク 2以上の意思表示をした入札  
ケ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
コ その他入札に関する条件に違反した入札
  - (4) 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。
  - (5) 最低制限価格  
無
  - (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。

- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県公告第90号**

宮本博保ほか4人から認可の申請があった柿ノ木平地区土地改良事業（共同施行）の施行については、平成22年2月19日付けで適用と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。  
平成22年2月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 規約の写し
  - (2) 柿ノ木平地区土地改良事業（共同施行）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成22年3月1日から平成22年3月29日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

**登載依頼**

**くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協議会公告第2号**

平成21年度第3回くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協議会を次のとおり開催する。  
平成22年2月26日  
くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協議会 座長 溝上 章志

- 1 開催日時  
平成22年3月5日（金）14時から15時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁新館8階 803会議室
- 3 議題等
  - ①システム利用状況等の報告
  - ②その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協議会事務局（熊本県地域振興部情報企画課内）  
（電話096-333-2144（ダイヤルイン））

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年2月26日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第3号**

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
別表市町村の表中城南町の項を削り、同表美里町の項中「美里町」を「（下益城郡）美里町」に改め、同表中植木町の項を削る。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則をここに公布する。  
平成22年2月26日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第4号**

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則  
（熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第1条 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「16時間」を「15時間30分」に改める。

第3条第2項を削り、同条第3項及び第4項中「半日勤務時間」を「4時間の勤務時間」に改め、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第10条中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同条第2号中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に、「8時間」を「7時間45分」に改める。

第10条の2第1項及び第4項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める。

第10条の4第1項第3号及び第4号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第11条中「掲げる率」を「定める率」に改める。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第12条第2項を削り、同条第3項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号ア中「4時間」を「3時間55分」に改め、同号イ中「5時間」を「4時間55分」に改め、同号ウ中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第3号中「1時間」を「1分」に改め、同項第4号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第2項とする。

第12条の4ただし書を次のように改める。

ただし、病気休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第12条の4に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、職員が精神性疾患による休職から復職するに当たり勤務を軽減する必要があると任命権者が認める場合においては、1日に割り振られた勤務時間の2分の1（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間）を超えない範囲内で、1時間を単位として取り扱うものとする。

第13条の2第1項中「休暇」の次に「（以下この条において「特定休暇」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第13条の2第2項中「前条の表12の項から15の項までの休暇」を「特定休暇」に、「全て」を「すべて」に改め、同条第3項中「前条の表12の項から15の項までの休暇」を「特定休暇」に、「掲げる時間数」を「定める時間数」に改め、同項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号中「8時間」を「7時間45分」に、「1時間」を「1分」に改め、同項第3号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

（熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部改正）

第2条 熊本県職員等の育児休業等に関する規則（平成11年熊本県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「16時間」を「15時間30分」に改める。

（熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正）

第3条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成15年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。



熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 22 年 2 月 26 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第 5 号**

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県へき地手当等に関する規則（平成 6 年熊本県人事委員会規則第 22 号）の一部を  
次のように改正する。  
別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。  
別表第 1（第 2 条関係）  
へき地学校表

校別	所管行政機関	へき地学校				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
小学校	鹿本教育事務所	岳間小学校 内田小学校 矢谷分校 内田小学校 山内分校				
	阿蘇教育事務所	波野小学校 りんどうヶ 丘小学校 産山小学校		高森東小学 校		
	上益城教育事務 所	菅尾小学校 馬見原小学 校 大野小学校 清和小学校 蘇陽小学校 袴野小学校				
	八代教育事務所	種山小学校 内之木場分 校 河俣小学校 坂より上分 校 泉第二小学 校	泉第三小学 校	泉第七小学 校	泉第六小学 校 泉第八小学 校	
	芦北教育事務所	久木野小学 校 佐敷小学校 伏木氏分校 海路小学校 吉尾小学校 平国小学校	大野小学校 海路小学校 上原分校			
	球磨教育事務所	西瀬小学校 鹿目分校 大塚小学校	田野小学校 矢岳小学校 上小学校皆	槻木小学校		

		宮ヶ野小学校 黒肥地小学校 柳野分校 湯山小学校 五木東小学校 五木北小学校	越分校			
	天草教育事務所	高戸小学校 樋島小学校 大道小学校 牛深小学校 二浦小学校 魚貫小学校 久玉小学校 天附小学校 大田尾小学校 福連木小学校 下田北小学校 下田南小学校 高浜小学校 大江小学校 富津小学校 一町田小学校 第一分校 宮野河内小学校	湯島小学校 深海小学校 御所浦北小学校 御所浦小学校			
中学校	阿蘇教育事務所	波野中学校 産山中学校		高森東中学校		
	上益城教育事務所	清和中学校 蘇陽中学校 袴野中学校				
	八代教育事務所	泉中学校				
	芦北教育事務所	久木野中学校	大野中学校			
	球磨教育事務所	五木中学校				
	天草教育事務所	龍ヶ岳中学校 大道中学校 河浦中学校 牛深中学校	湯島中学校 御所浦中学校 御所浦北中学校			

		牛深東中学校	天草中学校			
学校給食法第 6 条に規定する施設	阿蘇教育事務所	波野学校給食センター 産山村学校給食センター		高森東中学校給食共同調理場		
	天草教育事務所	高戸共同調理場 大道共同調理場 牛深学校給食センター 河浦学校給食センター	湯島共同調理場 御所浦学校給食センター 御所浦北学校給食センター 天草学校給食センター			

別表第 2 (第 2 条関係)  
へき地学校表

校別	所管行政機関	へき地学校に準ずる学校
小学校	玉名教育事務所	緑小学校十町分校
	阿蘇教育事務所	中原小学校
	八代教育事務所	泉第一小学校
	天草教育事務所	姫戸小学校 金焼小学校 一町田小学校 浦和小学校
中学校	天草教育事務所	姫戸中学校
学校給食法第 6 条に規定する施設	天草教育事務所	姫戸共同調理場

別表第 3 (第 3 条関係)  
特別地域学校表

校別	所管行政機関	特別の地域に所在する学校
小学校	本庁	河内小学校白浜分校
	宇城教育事務所	励徳小学校
	鹿本教育事務所	内田小学校
	阿蘇教育事務所	小国小学校
	八代教育事務所	宮地東小学校 河俣小学校

	球磨教育事務所	相良北小学校
	天草教育事務所	維和小学校 教良木小学校 新合小学校 倉岳小学校 都呂々小学校
中学校	阿蘇教育事務所	小国中学校
	球磨教育事務所	水上中学校
	天草教育事務所	維和中学校 教良木中学校 倉岳中学校 都呂々中学校
学校給食法第6条に規定する施設	阿蘇教育事務所	小国町学校給食センター
	天草教育事務所	維和共同調理場 教良木共同調理場 倉岳学校給食センター

附 則  
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**熊本県文化財保護審議会公告第1号**

熊本県文化財保護審議会の会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりである。  
平成22年2月26日

熊本県文化財保護審議会会長 阿蘇品保夫

- 1 開催日時  
平成22年3月3日（水）  
午後2時00分から
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺6-18-1  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 文化財の県指定等について  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続  
会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺6-18-1  
熊本県教育庁文化課  
(電話096-333-2705)

**熊本県公安委員会告示第7号**

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成22年3月1日から施行する。  
平成22年2月26日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

1の表熊本北警察署京町交番の項中「池田三丁目」の次に「（14番5号から7号まで及び14番33号から61号までを除く。）」を加え、同表熊本北警察署菓園町交番の項中「黒髪七丁目」の次に「（無番地及び100番地から164番地までを除く。）」を加え、「10番」を「及び10番」に、「88号」を「83号」に改め、同表熊本北警察署味噌天神交番の項中「国府一丁目（白山校区）」を「国府一丁目（4番1号、4番24号から69号まで、6番1号から10号まで及び6番47号から50号まで）」に、「国府二丁目（白山校区）」を「国府二丁目（1番、5番、6番53号から113号まで及び16番）」に改め、同表熊本北警察署清水交番の項中「大窪二丁目」の次に「（8番23号から72号まで、9番12号から72号まで及び10番を除く。）」を加え、「10番」を「及び10番」に、「88号」を「83号」に改め、同表熊本北警察署武蔵楠交番の項中「楠八丁目」の次に「、龍田八丁目（14番55号から98号まで、15番3号から98号まで並びに15番140号及び141号）、龍田九丁目（2番から9番まで）」を、「龍田弓削二丁目」の次に「（1番から3番まで、4番1号から10号まで及び5番か

ら8番までを除く。)」を加え、同表熊本北警察署龍田交番の項中「熊本市」の次に「黒髪七丁目(無番地及び100番地から164番地まで)、」を、「龍田八丁目」の次に「(14番55号から98号まで、15番3号から98号まで並びに15番140号及び141号を除く。)」を、「龍田九丁目」の次に「(2番から9番までを除く。)」を、「龍田弓削一丁目」の次に「(龍田弓削二丁目(1番から3番まで、4番1号から10号まで及び5番から8番まで)」を加え、同表熊本北警察署川上交番の項中「改寄町」の次に「池田三丁目(14番7号まで及び14番33号から61号まで)」を、「和泉町」の次に「大窪二丁目(8番23号から72号まで、9番12号から72号まで及び10番)」を加え、同表熊本南警察署本山交番の項中「江越二丁目」の次に「琴平本町(3番36号から53号まで及び4番41号から53号まで)」を加え、同表熊本南警察署本莊交番の項中「琴平本町」の次に「(3番36号から53号まで及び4番41号から53号までを除く。)」を加え、同表熊本南警察署西大橋交番の項中「田崎三丁目」の次に「田崎本町」を、「谷尾崎町」の次に「(1番地から140番地までを除く。)」を、「八島町」の次に「蓮台寺一丁目、蓮台寺二丁目、蓮台寺三丁目」を加え、同表熊本南警察署熊本駅交番の項中「田崎本町」を削り、「13番」を「及び13番」に改め、「蓮台寺一丁目、蓮台寺二丁目、蓮台寺三丁目」を削り、同表熊本南警察署新町交番の項中「横手一丁目」の次に「(5番9号から20号まで、6番及び7番を除く。)」を加え、「13番から15番まで」を「11番1号から34号まで及び13番から16番まで」に改め、同表熊本南警察署川尻交番の項中「白藤五丁目」の次に「近見七丁目(9番、10番、11番18号から51号まで、12番及び13番)、近見八丁目(7番42号から88号まで及び10番から14番まで)、近見九丁目(12番)」を加え、同表熊本南警察署近見交番の項中「20番」を「及び20番」に改め、「近見七丁目」の次に「(9番、10番、11番18号から51号まで、12番及び13番を除く。)」を、「近見八丁目」の次に「(7番42号から88号まで及び10番から14番までを除く。)」を、「近見九丁目」の次に「(12番を除く。)」を、「流通団地一丁目」の次に「(51番地から78番地までを除く。)」を加え、同表熊本南警察署幸田交番の項中「良町五丁目」の次に「流通団地一丁目(51番地から78番地まで)」を加え、同表熊本南警察署島崎交番の項中「島崎七丁目」の次に「谷尾崎町(1番地から140番地まで)」を、「戸坂町」の次に「横手一丁目(5番9号から20号まで、6番及び7番)、横手二丁目(11番1号から34号まで及び16番)」を加え、同表熊本東警察署健軍交番の項中「秋津町沼山津」の次に「榎町、神水本町(25番7号から48号まで及び26番から28番まで)」を、「健軍本町」の次に「湖東一丁目(1番15号、1番17号から60号まで及び2番から15番まで)、湖東二丁目、湖東三丁目」を、「桜木六丁目」の次に「佐土原一丁目」を加え、「(4番から9番まで)」及び「(8番から12番まで)」を削り、「水源二丁目」の次に「錦ヶ丘(30番及び32番から34番まで)」を、「花立四丁目」の次に「花立五丁目」を加え、「(12番から18番まで)」及び「1番、」を削り、同表熊本東警察署水前寺公園交番の項所管区域の欄を次のように改める。

熊本市出水一丁目、出水二丁目(3番を除く。)、出水三丁目(1番から3番まで、4番1号から9号まで、4番36号から41号まで、5番31号から80号まで及び6番から13番までを除く。)、神水一丁目、神水二丁目、神水本町(25番7号から48号まで及び26番から28番までを除く。)、国府一丁目(4番1号、4番24号から69号まで、6番1号から10号まで及び6番47号から50号までを除く。)、国府二丁目(1番、5番、6番53号から113号まで及び16番を除く。)、湖東一丁目(1番15号、1番17号から60号まで及び2番から15番までを除く。)、水前寺一丁目、水前寺六丁目、水前寺公園

1の表熊本東警察署東水前寺交番の項中「錦ヶ丘」の次に「(30番及び32番から34番までを除く。)」を加え、同表熊本東警察署託麻交番の項中「石原町」の次に「小峯二丁目(6番から9番まで)」を、「新南部五丁目」の次に「月出六丁目(5番)」を加え、「3番」を「及び3番」に、「13番」を「及び13番」に改め、同表熊本東警察署江津交番の項中「熊本市」の次に「出水二丁目(3番)、出水三丁目(1番から3番まで、4番1号から9号まで、4番36号から41号まで、5番31号から80号まで及び6番から13番まで)」を加え、「湖東一丁目、湖東二丁目、湖東三丁目」を削り、同表熊本東警察署新外交番の項中「榎町、」を削り、「小峯二丁目」の次に「(6番から9番までを除く。)」を加え、「佐土原一丁目、佐土原二丁目(1番から3番まで)、佐土原三丁目(1番から7番まで)」を削り、「月出六丁目」の次に「(5番を除く。)」を加え、「花立五丁目、花立六丁目(1番から11番まで)」及び「1番、」を削り、同表荒尾警察署管轄署所在地の項中「牛水」の次に「川登(新岡区)」を、「高浜」の次に「増永(揚増永

区、北増永区、中増永区及び南増永区)」を加え、同表荒尾警察署荒尾駅前交番の項中「東、  
 岱洋西区」を「及び岱洋西区」に改め、「中央東区」の次に「(揚増永区、北増永区、中増永区及び南  
 増永区を除く。)」を加え、同表荒尾警察署緑ヶ丘交番の項中「、岱洋西区」を「及び岱  
 洋西区」に、「、緑ヶ丘四丁目、大和区」を「及び緑ヶ丘四丁目」に、「、深瀬丘区、妙  
 見区」を「及び深瀬丘区」に改め、同表荒尾警察署八幡駐在所の項中「、菰屋北区、新図  
 区」を「及び菰屋北区」に改め、同表菊池警察署管轄署所在地の項中「、四町分」を削り、  
 「野間口(神来区)」を「大琳寺(国道325号線以東)」に改め、同表菊池警察署西寺駐在  
 所の項中「大琳寺」の次に「(国道325号線以東を除く。)」を加え、「(神来区を除く。)」  
 を削り、同表菊池警察署龍門駐在所の項中「、重味(伊倉区、金峰区、篠倉区、道園区、  
 茂藤里区)」を削り、同表菊池警察署水源駐在所の項中「(伊倉区、金峰区、篠倉区、道  
 園区、茂藤里区を除く。)」を「、四町分」に改め、同表大津警察署管轄署所在地の項中  
 「下町」を「大林(大津東区)」に改め、「陣内」及び「中島」を削り、「町」を  
 「、吹田(大津東区)」に改め、同表大津警察署合志菊陽交番の項中「幾久富(主要地方  
 道大津植木線(バイパス)以南)」を「幾久富(油古閑、合志中央団地及び二子を除く。)  
 に、「主要地方道大津植木線(境界からバイパス)以南」を「後川辺、栄温泉団地、栄住  
 宅、鹿水、新栄温泉団地、中林、平島及び山下団地を除く。」に改め、「竹迫(県道大  
 津西合志線以南)」を削り、「主要地方道大津植木線(バイパス)以南)、福原(県道大  
 津西合志線以南)」を「原口及び原口下を除く。」に改め、「光の森七丁目」の次に「武  
 蔵ヶ丘一丁目、武蔵ヶ丘二丁目、武蔵ヶ丘三丁目」を、「下津久礼」の次に「及び宮ノ上」  
 を加え、「、緑陽台」を「及び緑陽台」に改め、同表大津警察署須屋交番の項中「木原野  
 区」の次に「、芝原区及びユトリック団地」を加え、同表大津警察署竹迫駐在所の項所管  
 区域の欄を次のように改める。

合志市上庄、幾久富(油古閑、合志中央団地及び  
 二子)、栄(後川辺、栄温泉団地、栄住宅、鹿  
 水、新栄温泉団地、中林、平島及び山下団地)、  
 竹迫、豊岡(原口及び原口下)、福原

1の表大津警察署野々島駐在所の項中「木原野区」の次に「、芝原区及びユトリック団  
 地」を加え、同表大津警察署錦野駐在所の項中「大林」の次に「(大津東区を除く。)、  
 下町、陣内」を、「瀬田」の次に「、中島」を、「吹田」の次に「(大津東区を除く。)」  
 を、「外牧」の次に「、町」を加え、同表大津警察署津久礼駐在所の項中「下津久礼」の  
 次に「及び宮ノ上」を加え、「、緑陽台」を「及び緑陽台」に改め、同表阿蘇警察署内牧  
 交番の項中「、下西黒川」を「及び下西黒川」に改め、「、役犬原」を削り、同表阿蘇警  
 察署坊中駐在所の項中「、下西黒川」を「及び下西黒川」に改め、「西町」の次に「、役  
 犬原」を加え、同表御船警察署白旗駐在所の項中「、上早川」を削り、同表御船警察署甲  
 佐駐在所の項中「上揚」の次に「、上早川」を加え、同表山都警察署管轄署所在地の項中  
 「、入佐」及び「、畑」を削り、同表山都警察署下名連石駐在所の項中「麻山」の次に「、  
 入佐」を、「野尻」の次に「、畑」を加え、同表宇城警察署宇土交番の項中「入地町」の  
 次に「、岩古曾町(2258番地から2273番地まで)」を、「松原町」の次に「、水町」を加  
 え、同表宇城警察署花園駐在所の項中「岩古曾町」の次に「(2258番地から2273番地ま  
 でを除く。)」を加え、「、水町」を削る。